

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）  
（各市町村立幼稚園及び認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

このことについて、各学校においては、道教委作成の「学校における危機管理の手引（改訂3版）」や、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の定めに基づき各学校で作成した危機管理マニュアルに沿って対応していただいているところですが、新年度を迎え、新たな体制で学校運営を行っていることから、改めて危機管理マニュアル等を確認し、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の対応方針や保護者への連絡方法など、全教職員で共通理解を図っていただくとともに、児童生徒等が安全な行動をとることができるよう安全教育の充実をお願いします。

また、今後、ミサイル発射に伴い、児童生徒等に被害があった場合は、次のとおり被害状況を速やかに報告するようお願いいたします。

記

1 報告様式

別記様式5「児童生徒の人的被災状況」（災害発生時の報告様式を使用）

2 報告先及び報告方法

- (1) 道立学校及び市町村教育委員会は教育局に電子メールで報告
- (2) 教育局は道立学校及び市町村教育委員会の報告を取りまとめ、全庁共有Xフォルダに保存  
(保存後、当係あて電話連絡)

〈保存先〉

X:¥700\_教育庁¥086\_生徒指導・学校安全¥99\_アクセス権変更可能¥★被害報告（ミサイル発射）

〈参考通知〉

- 1 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（平成29年9月8日付け教生学第484号通知）
- 2 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（平成29年9月15日付け教生学第502号通知）

〈参考資料〉

「学校における危機管理の手引（改訂第3版）」（平成31年2月）〈抜粋〉

（学校安全係）

別記様式5

児童生徒の人的被災状況

報告時点 令和 年 月 日 時 分現在

報告者 課・職・氏名  
連絡先（内線番号）

種別	管内	学校名	被災者数	被災者の内訳					備考		
				死亡		行方不明		重傷		軽傷	傷の程度 (重・軽傷の場合)
				氏名	学年・性別	氏名	学年・性別	学年・性別		学年・性別	
幼稚園			0								
小学校			0								
中学校			0								
義務教育学校			0								
中等教育学校			0								
高等学校			0								
特別支援学校			0								
合計			0	0		0		0			

教生学第 484 号  
平成 29 年 9 月 8 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課及び高等教育局高等教育企画課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

ついては、各学校等において、別添写しに示された事項について適切に取り組むようお願いいたします。

また、学校の安全管理や児童生徒等の安全確保のための体制の整備等については、平成 29 年 9 月 1 日付けで各教育局教育支援課長並びに各道立学校副校長・教頭あて送付した事務連絡を参考にしてください。



事務連絡  
平成29年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課

#### 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

文部科学省では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく「文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画」（平成17年10月13日付け17文科施第231号文部科学大臣・スポーツ庁長官・文化庁長官決定）において、学校等の設置者等に対し、学校等における安全確保及び安全指導体制等に関する計画等の整備や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する啓発等について必要な指導助言及び支援等を行うこととしています。

テロ・ミサイル等突発的に大規模な災害をもたらす危険が発生するような状況に対しては、これまでも「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日付け事務連絡）等において、有事の際の情報共有・対処等について地域の実情に応じた各学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の見直しを推進するとともに、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各自治体の危機管理部局や関係機関と連携して推進すること等を周知してきたところで

す。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴課におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、下記事項について適切に取り組まれるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成29年4月21日付け消防国第38号消防運第24号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動例について取りまとめたので、各学校や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）を御確認ください。）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

## 記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- 4 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

### （留意事項）

- ・児童生徒等の実態に応じた安全指導を行うこと。
- ・政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。

- ・臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和44年文部省令第11号）第63条に基づき、学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において臨時休業とするか否かは、学校の設置者と協議の上、あらかじめ定めておくこと。また、始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙のとおり行動をとること等について、あらかじめ注意喚起しておくこと。

※本件に関する取組状況については、今後調査を実施する予定であることを申し添えます。

**【関連通知等】**

- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日）
- 「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成28年2月24日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成28年5月2日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日）
- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成29年3月21日）
- 「第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成29年3月31日）

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課交通安全係  
tel : 03-5253-4111 (2695)  
fax : 03-6734-3794

(別紙)

## 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号, 消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

### 1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

#### 【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

#### 【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

### 2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 1 日

各教育局教育支援課長  
各道立学校副校長・教頭 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）主幹  
学校教育局 高校教育課主幹  
学校教育局 特別支援教育課主幹

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う児童生徒の安全確保について

過日、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う警報が発令され、各学校においては児童生徒の安全確保から、始業時間の繰り下げやスクールバスの運行見合わせなど適切に対応いただいたところです。

今後、同様の事案の発生時に的確かつ迅速に対応するため、「学校における危機管理の手引（改訂2版）」を整備し、対応のポイント等を示すこととしていますが、当面、各学校等において、ミサイル発射に伴う緊急速報が発令された場合には、別紙を参考に、学校の安全管理や児童生徒等の安全確保のための体制の整備を行うようお願いします。

なお、教育局においては、管内の各市町村教育委員会に対し、学校の安全管理や児童生徒等の安全確保の取組等の参考として情報提供願います。

生徒指導・学校安全グループ  
高校教育課学校制度グループ  
特別支援教育課学校教育指導グループ

<別紙>

**【ミサイル発射に伴う警報が発令された際の対応】**

1 登校直前の場合

- (1) 臨時休業等の措置を検討する。

※平成 26 年 10 月 14 日付け教高第 1047 号通知「道立学校における非常変災時の臨時休業について」に準ずる。

- (2) スクールバスの運行を一時見合わせる。

2 登校する時間帯の場合

スクールバスはできる限り安全が確保できる場所に止めて、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。

3 児童生徒が学校等で活動している時間帯の場合

- (1) ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。

- (2) 校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

- (3) 校外で活動している児童生徒は、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難させる。

4 下校直前の時間帯の場合

- (1) 児童生徒の下校（帰宅）を一時中断し、校舎内に待機させる。

- (2) スクールバスの運行を一時見合わせる。

5 下校する時間帯の場合

スクールバスはできる限り安全が確保できる場所に止めて、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。

6 避難行動等を解除する場合の判断

政府による公式発表等を踏まえて児童生徒の安全確保に係る対応を解除する。

7 その他

学校においては、日頃から登下校時の緊急対応として、次の事項を指導しておくこと。

- (1) 徒歩等で登下校する児童生徒は、各自が近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難するなどの行動を取る。

- (2) 公共交通機関を利用して登下校する児童生徒は、乗務員等の指示に基づく行動を取る。

教生学第 502 号  
平成 29 年 9 月 15 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に  
おける全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課及び高等教育局高等教育企画課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

については、各学校等において、別添の事務連絡の内容に基づき、最新の情報を踏まえて適切に対応されるようお願いいたします。

(生徒指導・学校安全グループ)



事 務 連 絡  
平成29年9月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性  
がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）によ  
る情報伝達について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、文部科学省から、平成29年9月8日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」により周知したところであり、各位におかれては、当該事務連絡による取組を推進していただいているところですが、本日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたところです。引き続き各位におかれては、自治体の危機管理部局や関係機関と緊密に連携し、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、9月14日付けで、内閣官房より、別紙のとおり、消防庁に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について伝達する文言を変更するとともに、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等の更新について通知した旨、情報共有がありました。例えば、Jアラートによる伝達メッセージのうち、「頑丈な建物や地下」という表現が「建物の中、又は地下」に変更されたり、国民保護ポータルサイトに掲載されているQ&AやJア

ラートによる情報伝達に係る情報が更新（ミサイル通過情報又は日本の領域外の海域に落下した場合の落下場所等についての情報が発信された場合、引き続き屋内に避難する必要がない等）されています。

本件については、消防庁から都道府県及び都道府県を通じて各都道府県内の市区町村等に対して周知されることとなっておりますが、念のため各位に対してもお知らせします。

今後も、関連情報の更新が行われることが予想されるので、引き続き、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、最新の情報を踏まえ、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、適切に取り組まれるよう、ご指導等をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課交通安全係

tel：03-5253-4111（2695）

fax：03-6734-3794

閣副事態第435号

平成29年9月14日

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 伊藤 敬

（公印省略）

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある  
場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達  
について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達について、伝達する文言を別添1のとおり変更しましたので、お知らせします。これに伴い、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等についても別添2及び別添3のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

また、この変更等を受け、国民保護ポータルサイトに掲載している「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」についても別添4のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

つきましては、上記について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり変更しました（赤字が変更箇所）。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <b>建物の中、又は</b> 地下に避難して下さい。

↓

② 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新
直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに <b>建物の中、又は</b> 地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

↓

③ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新
ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き <b>屋内</b> に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 通過情報	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。 先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。 先程 <u>のミサイルは、●●地方から●●へ</u> 通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

① 発射情報	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <b>建物の中、又は</b> 地下に避難して下さい。



② 落下推定情報 (日本の領海外の海域に落下)	
旧	新
先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

## 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し<sup>※1</sup>、平成29年8月29日には、予告することなく発射した弾道ミサイルが、日本の上空を通過する事案も起こっています。

政府としては、いかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもって必要な対応に万全を期しているところです。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルは極めて短時間で日本に飛来することが予想されます<sup>※2</sup>。仮に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府としては、24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。

Jアラートを使用すると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます<sup>※3</sup>。なお、Jアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に、幅広く行います。

Jアラートによる情報伝達では、

- 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると判断した場合に、まず、弾道ミサイルが発射された旨の情報（①）を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は、近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。

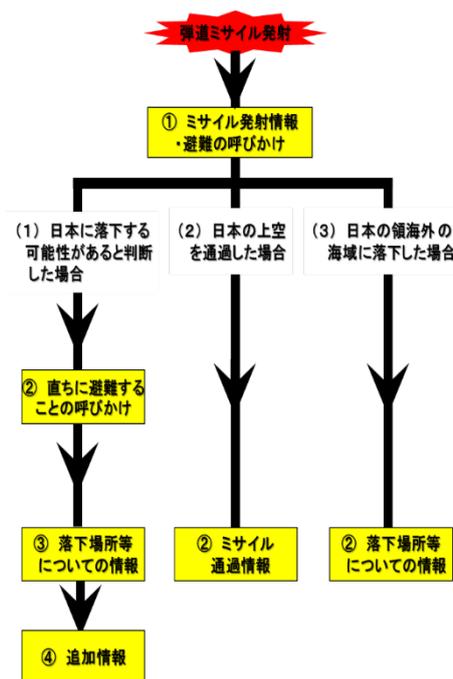
屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。<sup>※4</sup>

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合には、続報として直ちに避難することを呼びかけます（(1)②）。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難してください。また、近くに適切な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合には落下場所等についてお知らせします（(1)③）。



（注）「（3）日本の領海外の海域に落下した場合」とは、発射直後、我が国に飛来する可能性があるとして①の情報伝達を行った後、結果的に本邦の手前の領海外に落下した場合

**続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。**

- 弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、弾道ミサイルが通過した旨の情報をお知らせします (2)②)。

**引き続き屋内に避難する必要はありません**が、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

- このほか、日本まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合には、その旨を続報としてお知らせします (3)②)。

**引き続き屋内に避難する必要はありません**が、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

情報伝達の基本的な流れは、以下のとおりです。

- ※1 平成28年版防衛白書 ダイジェスト第I部北朝鮮 参照

(<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nd100000.html>)

- ※2 平成28年2月7日に、北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

(平成28年版防衛白書 図表I-2-2-3、コラム解説16 参照)

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/n1221000.html#zuhyo01020203>

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nc001000.html>

なお、ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により日本へ飛来するまでの時間は異なります。

- ※3 消防庁ホームページ Jアラートの概要 参照

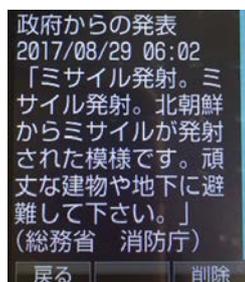
([http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo\\_unyou/kokuminhogo\\_unyou\\_main/J-ALERT\\_gaiyou\\_h28.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/kokuminhogo_unyou_main/J-ALERT_gaiyou_h28.pdf))

- ※4 内閣官房ホームページ 弾道ミサイルの落下時の行動について

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/290421koudou1.pdf>)

【参考】 エリアメール・緊急速報メールの受信画面の実例

(平成29年8月29日に配信されたもの)



## (1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

### 弾道ミサイル発射

#### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ② 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ③ 落下場所等についての情報 (日本の領土・領海に落下)

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

## (2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

### 弾道ミサイル発射

#### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ② ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

### (3) 日本の領海外の海域に落下した場合

#### 弾道ミサイル発射

#### ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

#### ② 落下場所等についての情報 (日本の領海外の海域に落下)

「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本まで飛来せず、領海外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達に関するＱ＆Ａ

### 【情報伝達の概要について】

Ｑ１．どのような場合にＪアラートが使用されるのでしょうか。

Ａ１．

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Ｊアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Ｊアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Ｑ２．実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

Ａ２．

政府からＪアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)

### 【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Ｑ３．「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

Ａ３．

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合には、

その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

**【屋外にいる場合】**

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

**【屋内にいる場合】**

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場

所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q14. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A14.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q15. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A15.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q16. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達後の続報とはどのような情報が伝達されるのですか。

A16.

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は、引き続き屋内避難をして頂く、あるいは別の地域へ避難をして頂くといった情報を伝達します。

Q 17. 「ミサイルが●●海に落下した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 17.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

#### 【情報伝達について】

Q 18. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A 18.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 19. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 19.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

[https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster\\_evacuation/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html)

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/about/disaster\\_info/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/)

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/disaster\\_info/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/)

Q 20. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 20.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。

（参考：「[スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用](#)」）

## 【訓練について】

Q 2 1. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A 2 1.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると混同しないように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけではありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

（参考：[国民保護サイレン音](#)）

Q 2 2. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A 2 2.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずはお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 【その他】

Q 2 3. これまでJアラートにより弾道ミサイルに関する情報伝達を行った実績を教えてください。

A 2 3.

北朝鮮が予告して「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射した平成28年2月7日及び平成24年12月12日と、予告なく弾道ミサイルを発射した平成29年8月29日に、それぞれ「ミサイル発射情報」と「ミサイル通過情報」をJアラートにより伝達しました。

Q 2 4. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A 2 4.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

## 弾道ミサイル落下時の行動に関するQ &amp; A

## 【情報伝達の概要について】

Q 1. どのような場合にJアラートが使用されるのでしょうか。

A 1.

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（EEZ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Q 2. 実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

A 2.

政府からJアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html)

## 【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Q 3. 「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 3.

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合には、その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

**【屋外にいる場合】**

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

**【屋内にいる場合】**

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q 1 4. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 4.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q 1 5. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 5.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

【情報伝達について】

Q 1 6. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A 1 6.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 17. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 17.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

[https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster\\_evacuation/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html)

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/about/disaster\\_info/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/)

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/disaster\\_info/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/)

Q 18. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 18.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。  
(参考:「[スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用](#)」)

第3章 新たな危機への対応

2 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、児童生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応のポイント

事案発生時の対応（状況把握・初期対応）

- ・Jアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。
- ・学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- ・落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。

（参考） 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動

＜屋外にいる場合＞

- ・できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

＜建物がない場合＞

- ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

＜児童生徒が学校にいる場合＞

- ・ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- ・校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

＜スクールバスの中にいる場合＞

- ・スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
- ・スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。

＜公共交通機関を利用している場合＞

- ・公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考

2 発生後の対応のポイント

ミサイル落下後の対応

- ・児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。
- ・臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。
- ※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。
- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
  - 校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。
  - 校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

事前の対策

- ・Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- ・危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

安全教育の徹底

- ・自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

4 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- ・国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- ・北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- ・「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）